

川崎駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会（第1回 会議）

日 時 平成25年7月24日（水）10:00開会

場 所 川崎商工会議所 第3・4会議室

川崎市まちづくり局市街地開発部 竜野部長

それでは定刻になりましたので、これより「川崎駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会 第1回会議」を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます川崎市まちづくり局市街地開発部長の竜野と申します。よろしくお願ひ致します。携帯電話をお持ちの方は電源をお切り頂くか、マナーモードの設定をお願いしたいと思います。

本日の会議につきましては、公開とさせていただきますこと、また会議録を作成する関係上、写真撮影、及び録音を取らせていただきますこと、また、会議録は後日、氏名も含めましてホームページで公開させていただきますので、併せて御了承いただきたいと思います。なお、報道の方による写真撮影・ビデオ撮影等につきましては、挨拶及び出席者紹介までとさせていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。それでは会議に先立ちまして、内閣官房地域活性化統合事務局大寺参事官から、開催のご挨拶を頂きたいと存じます。宜しくお願ひ致します。

内閣官房 地域活性化統合事務局 大寺参事官

只今ご紹介いただきました内閣官房地域活性化統合事務局参事官の大寺と申します。本日はどうぞ宜しくお願ひいたします。本日、皆様方におかれましては大変ご多忙中のところ、また、お暑い中、本協議会にご出席頂きまして誠に有難うございます。私どもの地域活性化統合事務局の取組につきまして、格別のご支援を賜っていることに改めてお礼申し上げます。

政府一体となった地域活性化の取組といたしまして、都市再生をはじめとして、地域再生、中心市街地活性化、総合特区、構造改革特区などのメニューがございます。それらを私どもの地域活性化統合事務局で担当しております。また、新たに国家戦略特区についても検討しているところでございます。

都市再生というメニューにつきましては平成13年からスタートいたしまして、平成14年に都市再生特別措置法が制定されて以来、全国62の都市再生緊急整備地域、さらにその中から国際競争力の強化を図る観点から特定都市再生緊急整備地域11地域を指定いたしまして、その区域内におきまして都市計画の開発、税制措置、金融措置、財政措置等によりまして民間の活力を中心として都市再生を図るというメニューを推進してきたところでございます。昨今の都市を巡る社会経済状況は目まぐるしく変化しているところでございますが、2つ大きな課題があると考えております。1点目はシンガポールですとか香

港ですとかアジアの周辺諸国の台頭を踏まえまして、都市の国際競争力の強化という観点
が重要になっているということ。もう 1 点は東日本大震災を踏まえて、都市の防災機能の
向上を図るという、この 2 点が重要なテーマだと思っております。そのうちこの 2 点目の
都市防災につきましては、首都圏におきましても東日本大震災の際にターミナル駅周辺に
おきまして、多数の帰宅困難者により大きな混乱が発生したということを踏まえまして、
この都市再生特別措置法を平成 24 年に改正いたしまして、都市再生安全確保計画制度と
いうものを創設したところでございます。この制度につきましては、都市再生、都市づく
りの中で都市再生緊急整備地域を対象といたしまして、官民が連携して都市再生安全確保
計画というものを作成して、人的被害等の抑制、あるいは企業の事業継続を支援する環境
を整えるという、いわゆる官民が連携した防災対策を進めるということでございます。

本日、川崎市さん、神奈川県さん、そしてこの地域に関係が深い民間企業等の皆様に、
この制度の主旨をご理解頂きまして、都市再生緊急整備協議会が組織されたということに
つきましては、ソフト、ハード両面での安全・安心を備えた都市再生に向けて、非常に大
きな一歩であると考えているところでございます。皆様方のこれまでのご尽力に改めて感
謝申し上げたいと思います。

最後になりますが、内閣官房地域活性化統合事務局におきましては、関係者の皆様方と
連携しながら、都市再生と合わせました防災機能の強化を進めていく予定で考えておりま
す。本地域における取り組みを支援していきたいと考えておりますので、皆様方におかれ
ましてもより一層の取り組みの実施をお願いできればと考えているところでございます。
以上、簡単ではございますがわたくしからの挨拶とさせていただきます。本日は
どうぞ宜しくお願い致します。

川崎市まちづくり局市街地開発部 竜野部長

大寺参事官ありがとうございました。それでは、次に開催都市でございます川崎市を代
表しまして、副市長の齋藤から挨拶をさせていただきます。

川崎市 齋藤副市長

みなさんおはようございます。只今ご紹介頂きました川崎市副市長の齋藤でございます。
今日は天候不順の中、お足下の悪い中、ご参集頂きまして誠に有難うございます。開催都
市としまして少し川崎市の状況等を踏まえましてご挨拶させていただきます。川崎
駅周辺地域におきましては、都市再生特別措置法に基づきまして、平成 15 年 7 月に都市
再生の拠点といたしまして、都市開発事業等を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を
推進する地域として都市再生緊急整備地域の指定を受けています。本市といたしましては
国際化が進んでおります羽田空港に近接し、品川にも 10 分、羽田までも 10 分という立
地特性を活かしまして、商業、業務、文化、住宅など都市機能がコンパクトに集積した魅
力とにぎわいのある拠点形成に取り組んでいるところでございます。事実、川崎駅は J R

東日本の乗降客ランキング12位でございまして、今、最新のデータですと上野駅を抜いております。そのくらいのかたちで進んでございまして、非常に都市集積が進んでいると。ちなみに武蔵小杉駅に関しましても10年前は60番目だったのですが今は28番目と、非常に都市拠点の集積が進んでいるところでございます。

平成23年3月には川崎駅の東口駅前広場の再編整備が完了いたしまして、市民によるアンケート調査を先般行いました。まちの印象として、駅前の印象が良くなったとする方の割合が約8割となるなど市民から好評を得ているところでございます。また、JR川崎駅におきまして、現在自由通路は1本なのですが、2本目の自由通路ということで、東京側に自由通路をもう1本通します。これは自由通路のみならず駅ナカが一緒にできる予定でございまして。京急との乗り換えがより便利になるということで、平成29年度の完成を目指しております。

また、京急川崎駅周辺につきましては、羽田空港の玄関口としてふさわしい誘導が必要ということで、JR川崎駅、京急川崎駅を含む駅周辺におきましてスマートコミュニティの取り組みなどの強化を行っており、災害対応力強化の目的もございまして。西口のラゾーナ川崎東芝ビルにおきましては、東芝さんが、社会インフラ部門とスマートコミュニティ関係の部門の約7,800人を集結させ、スマートコミュニティセンターとして10月に稼働します。皆さんご存知の平成23年3月11日の東日本大震災の発災時には川崎駅におきましても約3,000人を超える帰宅困難者が生じました。私どもの要請にご協力頂きまして、各施設におきましてなんとか対応いたしましたけれども、情報の錯そう、公道の渋滞、大量の徒歩帰宅者が生じるなど様々な課題が生じたところでございます。川崎駅周辺地域が更に発展し、引き続き本市の飛躍発展のみならず日本の成長を支えていくためにも、これらの課題を解決して、川崎市が日本の発展に寄与していかなければならないと考えているところでございます。特に大規模災害発生時の対応力強化につきましては、関係者の連携のもと、ハード、ソフト両面において迅速な対応ができる準備を整え、災害に強い都市にしていく所存でございまして。このため川崎駅周辺地域におきまして、先ほど内閣官房の大寺参事官様からご紹介がありました都市再生安全確保制度を活用することとし、この度協議会を設立しまして災害時における関係者の役割分担や連携体制を含めました行動ルールなどからなる安全確保計画を作成していきたいと考えているところでございます。つきましては、ぜひ本日までご出席の皆様のご指導、ご協力を賜りたいと存じますので宜しくお願い致します。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

川崎市まちづくり局市街地開発部 竜野部長

- ・ 出席者紹介
- ・ 配布資料確認

議事（１）川崎駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会の設立について

川崎市まちづくり局 田中局長

川崎市まちづくり局長の田中でございます。議長選出までの間、進行役を務めさせていただきます。宜しくお願い致します。

始めは、議事（１）川崎駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会の設立についてでございます。まずは、「川崎駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会」の規約案、及び「都市再生安全確保計画作成部会」の会則案についてご審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 藤原課長

（資料１－１、１－２、１－３、２－１、２－２説明）

川崎市まちづくり局 田中局長

ただいま説明があった内容について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。それでは、この規約及び会則案について、ご異議ございますでしょうか。

（異議なし）

異議無しとの言葉を頂きました。「川崎駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会」の規約、及び「都市再生安全確保計画作成部会」の会則を本日付けで決定とさせていただきます。

続きまして、協議会会議の議長の選出に移らせて頂きます。資料１－１「川崎駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会」の規約第六条のとおり、協議会会議の議長は構成員の互選により選任頂く事になっております。議長の選出につきましてご意見のある方はお願いします。

川崎商工会議所 魚津副会頭

当協議会の趣旨からしまして、官民連携が必要と思いますので、できることならば地元の自治体である川崎市の齋藤副市長にお願いしたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

川崎市まちづくり局 田中局長

川崎市副市長の齋藤を議長にとの提案がありましたが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、御異議がないようでございますので、川崎市副市長の齋藤が協議会会議の議長を務めることと致します。

次に、安全確保計画作成部会の部会長の選任についてでございますが、資料２－１の都市再生安全確保計画作成部会会則第五条において、議長の所属する団体の部会構成員より選任するとされております。本市といたしましては、危機管理室長の小林を部会長とした

と思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、ご異議がないようでございますので、部会長は、危機管理室長の小林と決定致します。それでは、議長及び部会長から、一言ご挨拶を頂きたいと思えます。

議長 齋藤副市長

只今議長として選任いただきました副市長の齋藤でございます。宜しくお願ひいたします。皆様の合意をもとに、実行力のある計画とするため、会議をより活発な議論の場としていきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

部会長 小林室長

只今、都市再生安全確保作成部会の部会長として選任いただきました、川崎市総務局危機管室の小林でございます。昨年度に川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会で、災害時における行動ルールの案をとりまとめさせていただきました。駅周辺の関係者の皆様方と、協力・連携し、災害に強いまちづくりを進めていくことは大変重要と考えております。計画作成に向けてご協力をお願いしまして、一言ご挨拶とさせていただきます。宜しくお願ひいたします。

川崎市まちづくり局 田中局長

それでは、これ以降は、議長に議事運営をしていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 齋藤副市長

それでは早速、議事を進めてまいります。議事(2)「川崎駅周辺地域の都市再生の取組みについて」、(3)「都市再生安全確保計画作成に向けた取組みについて」は一括して説明した後、質疑に入りたいと思えます。では、議事(2)について、事務局から説明をお願いします。

議事(2) 川崎駅周辺地域の都市再生の取組について

川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 藤原課長

まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課長の藤原でございます。それでは、都市再生緊急整備地域に指定されております、川崎駅周辺地域のこれまでの都市再生の取組みについてご説明させていただきます。川崎駅周辺地域は平成15年7月に第三次で指定を受けております。川崎市としましては、第二次指定の川崎市殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域に続く3地域目でございます。赤い実線でお示したエリアが当初に指定された53ヘクタールの地域でございます。その後、平成23年11月に赤い点

線でお示しいたしました京急川崎駅の東側の地区と、キャノン川崎事業所がございます地区を加えまして、66ヘクタールの地域に指定拡大を受けております。こちらは都市再生特別措置法に基づく川崎駅周辺地域の地域整備方針でございます。まず、1の整備の目標でございますが、「京浜臨海部への交通の要衝として発展してきた川崎駅周辺地域において、広域的な交通結節点としての立地特性を活かし、都市機能がコンパクトに集積した魅力とにぎわいのある都市拠点を形成」とされております。

次に、2の都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項でございます。1つ目は「商業・業務・研究開発機能の高度化、文化・アミューズメント機能等の集積、都市型居住機能を導入」、2つ目は「交通結節機能の改善・強化」、3つ目は、「災害時における広域的な都市拠点としての防災機能の強化」でございます。3つ目は東日本大震災を受けて追加されております。

次に、3の「公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項」でございます。1つ目は、川崎駅北口自由通路の整備による「歩行者ネットワークの形成」、2つ目は西口地区における「回遊性の向上と歩行者空間の整備」、3つ目は東口地区における「防災性の向上と回遊性の強化、老朽建物の更新・改善、歩行者空間の整備」、また4つ目は「災害時における地域内の滞在者等の安全確保に必要な設備等の整備を検討」でございます。こちらも追加されております。

4の「緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項」としまして、1つ目は「都市景観の形成」、2つ目は「ユニバーサルデザインの導入」、3つ目は「低炭素社会を目指した環境技術の導入」、4つ目は「一時滞在施設の指定、災害時の行動ルールの策定や大規模災害を想定した訓練の実施等、ソフト対策を実施することにより帰宅困難者対策を推進」が加わっております。

それでは、地域整備方針に沿って進めてきました都市開発事業について、都市再生緊急整備地域の指定を受けた平成15年から現在まで完成した順にご紹介させていただきます。初めは、商業・業務・研究開発・文化・アミューズメント機能等の集積を図った事業でございます。こちらは、川崎ダイスでございます。平成15年の完成でございます。こちらは、ラ チッタデッラでございます。平成15年から18年まで4年連続で年間動員数及び興行収入が日本一を記録いたしましたシネコンでございます。こちらは、ミューザ川崎でございます。クラシック音楽専用ホールは平成15年12月にオープンして以来、非常に高い稼働率を誇っております。東京交響楽団がフランチャイズオーケストラとなっております。東日本大震災で一部損傷を受けましたが、本年4月にリニューアルオープンを致しまして、今年11月には世界3大オーケストラオーケストラである、ウィーンフィル、ロイヤルコンサートヘボウ、ベルリンフィルが一週間のうちに連続公演する予定であり「奇跡の1週間」と呼ばれております。こちらは、ラゾーナ川崎プラザでございます。こちらでも平成18年9月のオープン以来、大変なにぎわいございまして、平成23年度にはショッピングセンターで売り上げが日本一となったという報道もございました。平成16年

12月に都市再生特別措置法による民間都市再生事業計画の認定を内閣総理大臣により頂いております。こちらは、クリエ川崎でございます。優良建築物等整備事業により歩道状空地などが整備されました。こちらは、石心会川崎幸病院でございます。市の重症患者救急対応病院に指定されております。こちらは、本日の会議場でございます川崎フロンティアビルでございます。優良建築物等整備事業により歩道状空地などが整備されるとともに、その高い環境性能はCASBEE川崎Sランクの認証を得ております。次は、ラゾーナ川崎東芝ビルでございます。こちらは株式会社東芝により本年10月にスマートコミュニティーセンターとして供用開始される予定でございます。また、2階には東芝未来科学館が開設される予定でございます。こちら平成23年3月に民間都市再生事業計画の認定を頂いております。今後の計画でございますが、画面左の枠で囲んだキャノン柳町プロジェクトや、画面右中央の緑色で囲んだ、京急川崎駅東街区のプロジェクトがございます。

次に都市型居住機能の集積を兼ねた事業でございます。完成した順にご紹介いたします。最初に、ラゾーナ川崎レジデンスでございます。西隣のラゾーナ川崎プラザと一体のプロジェクトとして民間都市再生事業として認定されております。次はブリリアタワー川崎、クレッセント川崎タワー、サンクタス川崎タワー、最後は川崎ゲートタワーでございます。CASBEE川崎最高のSランクの認証を得ております。これらの合計としまして、1,837戸の住宅が供給されております。これらの都市開発事業によりまして土地の高度利用が進み、地域内のそれぞれの用途の床面積は、平成12年度と比較いたしまして、住宅は13.1倍、業務につきましては2.5倍、商業につきましては4.1倍、文教施設などの公益施設につきましては3.1倍の増加となりました。そのほかの用途も合計いたしまして、全体としましては床面積が99,744㎡から、628,089㎡となり、6.3倍に増加いたしました。

次に公共施設等の整備について、JR川崎駅西口からご紹介いたします。こちらは川崎駅西口北バス乗り場及び川崎駅西口線の整備でございます。この施設の完成によりまして、東口発着のバス路線をこちらに移し、東口への交通の集中を解消すると同時に、川崎駅西口駅前広場及び川崎町田線の改良と合わせまして交通拠点機能の強化を図ったところがございます。こちらは、大宮町中幸町線でございます。幹線道路として整備し、交通結節機能の強化を図っております。続きまして東側でございます。まず東西連絡歩道橋のバリアフリー化でございます。階段による段差をエレベーターやスロープにより解消し、東西回遊動線のバリアフリー化を図りました。こちらは、駅前本町線の歩行空間の整備でございます。この会議を行っている川崎フロンティアビルの正面の歩行者専用道路は、以前は車道でございましたが、西口へのバス路線の移設により、歩行者専用道路として再整備いたしました。こちらは、川崎駅東口駅前広場の整備でございますが、西口へのバス路線の移設による空間的なゆとりを活かした再編を行いまして、地上部での多施設へのアクセスを可能にするるとともに、広場空間やガラスの大屋根などにより駅前広場の安全性、利便性、回遊性の向上を図っております。こちらは、JR川崎駅の東口と西口の回遊性の向上とJR川崎駅と京急川崎駅との乗り換え利便性の向上を目的といたしました北口自由通路とJ

R川崎駅北改札の設置でございます。次で詳しくご説明いたします。

ピンクでお示ししておりますのが、北口自由通路でございます。東西自由通路の東京方に水色で示しておりますのが、新設する駅施設及び駅関連施設でございます。改札口やコンコース、各ホームへの階段等を新設してまいります。J R川崎駅は、北口自由通路に面して北改札、既存の東西連絡自由通路の東京方に中央北改札の整備により、将来的には、合計3つの改札口のある駅となります。緑色で示しておりますのは駅店舗でございます。

こちらは完成予想図でございます。パースは北口自由通路西口側から東口方面を見たパースでございます。赤い丸の部分が、北改札でございます。次に、リパーク付近に設けられます東口駅前広場側の入り口になります。次に北口自由通路と西口北バス乗り場など接続する入り口となります。

J R川崎駅及び京急川崎駅の乗降者人員等の増加をグラフに表したものです。緊急整備地域に指定された平成15年度と比較いたしますと、両駅の合計約43万人でございましたが、平成24年度は約49万人となり15%増加しております。

このグラフは、平均地価の変化を表したものでございます。ピンクは商業地、緑色は住宅地、また、それぞれ左の色の薄い棒グラフが平成15年、色の濃い棒グラフが平成24年を示しております。また、それぞれのグラフのうち、左が市平均、右の赤い枠で囲った棒グラフが川崎駅周辺地域の数値でございます。地価の上昇率は、市平均に比較して川崎駅周辺地域が高く、平成15年の緊急整備地域に指定された年度に比較いたしますと、平成24年は駅周辺地域の平均が、商業地が1.62倍、住宅地が1.56倍となっております。

つづきまして、川崎市では、川崎駅周辺地域のまちづくりが概成したことをうけまして、平成14年から24年度に当地域における都市開発事業等によりまして整備完成した建物や公共施設に対する市民の評価を把握し、今後の当地域におけるまちづくりに資するため、アンケートを実施いたしました。こちらは調査の方法と回答者の属性でございます。調査対象は、20歳以上70歳未満の市民1,500世帯でございます。有効回収数は410世帯でございまして、回収率は27%でございます。主なアンケート結果についてご紹介いたします。上段の右のグラフでございますが、すべての目的におきまして、川崎駅周辺への訪問機会が増加しております。また、買い物やサービス施設の利用目的で訪問する人の増加が顕著でございます。また、下段のグラフですが、まちの玄関口といたしまして「川崎駅前の印象がよくなった」との回答が80%となっております。こちら上段のグラフは、歩道の通行のしやすさ及び、エレベーター・エスカレーターによる通行についてでございますが、いずれも「利便性が向上した」とする回答が最も多くなっております。中段のグラフは、J R川崎駅の東西間や、J R川崎駅・京急川崎駅間の回遊性についてでございますが、いずれも向上したとの回答が最も多くなっております。一方、下段のグラフでございますが、「自転車の通行の安全性には変化が見られず、車の流れは混むようになった」との回答が多い結果となっております。こちらは、川崎駅周辺地域の整備による、川崎駅周辺

のまちの雰囲気の変化をたずねたものでございますが、「賑わい、利便性、拠点性に関する川崎駅周辺のイメージが向上した」との回答が多かった一方、「緑豊かなまちになりつつある」、「地球環境にやさしいまちになりつつある」につきましては、イメージの変化が見られない結果となりました。また、「地震や火災などの災害に強い街になりつつあるか」についての設問ですけれども、「分からない」との回答が最も多い結果となりました。

この度、地域の滞在者等の安全を確保するための「都市再生安全確保計画」を作成し、周知することにより、災害に強い安全な都市として、川崎駅周辺地域の魅力と価値を高めたいと考えております。雑駁ではございますが、「川崎駅周辺地域における都市再生の取り組みについて」の説明とさせていただきます。

議長 齋藤副市長

ありがとうございました。続きまして、議事（3）につきまして事務局から説明をお願いいたします。

議事（3）都市再生安全確保計画の作成に向けた取り組みについて

川崎市総務局危機管理室 須田課長

川崎市総務局危機管理室の須田と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。それでは都市再生安全確保計画の作成についてご説明させていただきます。スクリーンと合わせて資料4の方をご参照頂きたいと思っております。

川崎市では、川崎駅周辺における帰宅困難者対策の検討に向けて、平成24年9月3日に川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設置いたしました。交通事業者、一時滞在施設の施設管理者、商業施設、警察、消防、および区役所、市役所の関係部局などの42団体で構成され、平成24年度はワークショップの開催を含めまして4回実施をいたしました。それで、川崎駅周辺の災害時における行動ルール案をとりまとめたところであります。

行動ルールの概要についてですが、まず被害想定では川崎市直下の地震により川崎駅前周辺には19,000人の帰宅困難者が発生することが予測されております。目標としましては、滞在者の安全の確保と混乱の抑制を図ることとしております。行動ルールでは、まず役割分担の明確化を図るということで、それぞれの組織における対応内容を地域で共有し、自助、共助そして公助という防災の基本的な視点を取り、対策案を検討していくこととしております。そして、連携体制の構築では、駅周辺の関係者や川崎駅、商業施設、一時滞在施設、警察、消防、区役所等が連携をして、帰宅困難者の案内・誘導、情報提供、要援護者等への支援などを行っていかうとするものでございます。

次に地震被害の想定についてでございます。こちらは今年2月に川崎市が公表した地震被害想定調査結果であり、川崎市内に最も被害が想定される川崎市直下の地震M7.3による市内の震度分布図になります。オレンジ色が震度6強で黄色が震度6弱となっており、川崎駅周辺では震度6強または震度6弱の揺れとなっております。東日本大震災では川崎

市でも一部で震度5強、多くの地域で震度5弱が観測されたところでございますが、震度6弱では立っていることが困難、震度6強では這わないと動けないということで、3.11以上の地震が想定されているところでございます。

つづきまして建物被害や人的被害、およびライフラインの被害見積り等でございます。建物被害では全壊棟数が川崎区内では6,500棟強、幸区内では4,600棟強、人的被害では死者数が川崎区内では235人、幸区でも156人となっております。これらの大きな被害が発生する中で、下の方になりますけれども、私用等による駅前滞留者数が19,000人強、従業員、学生等による駅前滞留者数が約43,000人強と見積もられております。企業や学校では大地震が発生して公共交通機関が停止した場合、むやみに移動を開始しないことを原則として、施設の中でそのまま留まっただけをお願いしているところでございます。従いまして、これを徹底できれば駅前滞留者は買い物客等の約19,000人に限定できますが、徹底できない場合には、最悪約62,000人を上回る可能性があるということになります。今回の行動ルール案では、むやみに移動を開始しないことということの大前提に作成しているところでございます。

次に東日本大震災を受けての課題についてですが、平成23年3月11日、首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生しました。主要駅を中心に帰宅困難者が滞留し、徒歩帰宅者が大量に発生したことで、激しい道路渋滞にもなりました。川崎市内におきましても約5,500人の帰宅困難者が発生し、川崎駅周辺でも約3,000人強の人たちを市で要請した施設で受け入れました。また、市が要請した施設以外でも帰宅困難者を受け入れた実績もありました。市が要請した施設では、住民用の毛布や上下水道局の飲料水を配布したところですが、情報の錯そうや、小売店における品薄状態などの川崎市でも様々な問題が発生したところでございます。川崎駅周辺における対応におきましては東日本大震災の教訓から課題を抽出し、川崎駅周辺の地域特性を踏まえた対応策を検討しようというところで、今回の協議会を設置し、課題を共有し、行動ルールを策定し、訓練を通じて検証していこうということでございます。

行動ルールの主な内容のうち、まず自助についてですが、大地震の発生時にどのように対応すべきかということを示して示しております。退避スペースや施設内の安全な場所、駅前広場に集まるなどして身の安全を確保したうえで、従業員や利用客の安否確認を行っていただきます。そして、施設の安全点検チェックリストを用いて、建物の損傷程度や、周辺の災害状況を確認して、安全か、そうではないかを判断していただきます。安全な場合はそのまま施設内で待機して頂き、満杯になった場合には一時滞在施設へ案内する流れとさせていただきます。危険な場合は広域避難所等へ誘導することとしております。施設ごとの役割分担としましては、駅、集客施設、商店街、区本部、市本部、警察、バス・タクシー、学校等、企業など施設ごとにとるべき対応を整理しております。情報発信の流れです。鉄道・バスの運行状況につきましては、事業者のホームページ、駅改札での掲示、駅の構内放送や係員に案内して頂くこととしております。また道路交通情報、災害

状況、駅前滞留状況、一時滞在施設の開設・運営状況につきましては、区役所・市役所に情報を集約し、その情報を市のホームページ、屋外防災無線、メールニュースかわさき、テレビ神奈川のデータ放送、そして緊急速報メール、twitter等あらゆる手段を活用して災害情報を提供していくこととしています。

次に共助についてでございます。川崎の地域力として、インターネットで利用も可能なコミュニティ放送、Wi-Fiを利用するための公共無線ランのスポットの多さ、地域の日頃からのイベントによるフェイス・トゥ・フェイスの関係と、これらの地域資源を有効に活用し、まずは正確な情報を地域で共有することが必要であります。またトイレの提供、負傷者や要援護者の支援、安全な避難経路の案内、屋内滞留者の駅前広場への誘導など、地域をあげて対応することとしています。また、ワークショップで情報発信拠点の重要性も指摘されましたので、その設置と役割についても検討しております。更に、区、駅、一時滞在施設の情報共有方法として今年の7月に簡易無線機を配備したところがございます。

次に一時滞在施設の確保状況であります。川崎駅周辺では現在、川崎地下街アゼリア、産業振興会館、川崎日航ホテル、教育文化会館、幸市民館の5か所を指定しております。

最後に公助についてでございます。各一時滞在施設には利用者向けに飲料水および防寒シートを備蓄しておりますが、これらは区役所ごとに管理し、災害時に一時滞在施設に搬入するということになっております。一時滞在施設の確保についてですが、現在の5か所では駅前滞留者数の想定数約19,000人を収容するにはまだまだ不十分な状況です。このため一時滞在施設の一層の確保に向けて、各周辺施設に対し引き続き協力を求めてまいります。そして簡易無線機の整備のほか、非常用発電の燃料の確保の件と、一時滞在施設向けの災害等の受入に伴う保険の検討など更なる支援体制についても検討していくものであります。さらに違法駐車や歩道の不法占拠、屋外広告物の転倒・落下防止措置等についても関係者にさらなる徹底を求め、障害の解消に努めてまいりたいと考えております。また、国では都市再生安全確保計画にある事業への支援を行うということで、積極的にこの活用を図ってまいりたいと考えております。なお、今年の5月に帰宅困難者用一時滞在施設マップを作成し、JR川崎駅及び京急川崎駅に配布させていただきました。災害時、滞留する帰宅困難者にこれを配布することで、一時滞在施設までの移動経路を案内するとともに、情報の収集方法等についてもお知らせすることとしています。

平成25年度の予定としましては、この行動ルール案について実働訓練による検証を行うとともに、必要となるハード対策の検討を行い、ソフト対策とハード対策の両面を備えた都市再生安全確保計画の策定を行いたいと考えております。都市再生緊急整備協議会のみなさまのご協力を宜しくお願い致します。以上で説明を終わります。

議長 齋藤副市長

ありがとうございます。今までの事務局の説明内容について、皆様から御意見、御質問等を頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

もしご質問等ございましたら事務局の方へお問い合わせ頂きたいと思います。

続きまして、議事（４）の計画作成に向けたスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

議事（４）計画作成に向けたスケジュールについて

川崎市まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 藤原課長

それでは計画作成に向けたスケジュール案についてご説明させていただきます。資料５－１をご覧ください。上段の青い枠が緊急整備協議会となっております。本日は第１回の会議となっております。第１回の開催以降、都市再生安全確保計画の作成に向けた具体的な検討は、中段にございます安全確保計画作成部会において行ってまいりたいと考えております。安全確保計画作成部会の第１回は平成２５年９月に予定しており、第２回の実働訓練も含め年度内に４回ほど開催したいと考えております。また、本部会の決定につきましては、協議会、会議の議決を受けたものとみなすとなっておりますことから、本部会において安全確保計画を議決、策定し、公表してまいりたいと考えております。平成２６年度以降につきましては、引き続き計画に新たに追加すべき事業等の検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。また、下段は事業者等との個別の取り組みとなっております。部会の開催に合わせまして、関係する事業者の方々と個別に必要な協議をさせていただき、その結果を踏まえまして部会を開催していきたいと考えております。スケジュールに関しまして私の方からの説明は以上でございます。

川崎市総務局危機管理室 阪西課長

次に今年度予定しております帰宅困難者対策の実働訓練について説明させていただきます。危機管理室訓練担当の阪西と申します。

お手元の資料５－２をご覧ください。只今の計画作成に向けたスケジュールの説明でも触れましたけれども、今年１１月に帰宅困難者対策の実働訓練を予定しております。目的ですが、大規模地震発生時の滞在者の安全確保と混乱の抑制のために、行動ルール案に定めた各機関の役割分担と、官民連携の対策を実践することにより、行動ルール案の実効性の検証を図ることです。訓練実施予定日時ですが、１１月２０日水曜日の午前８時半から９時４５分までです。訓練の大枠、骨子でございますが、帰宅困難者対策協議会の委員の方をはじめとする川崎駅周辺の関係者の方々が、実際の災害を想定しまして、あふれかえった滞留者の方々にいかに迅速に正確な情報を提供して、混乱なく滞留者の解消を図るかというものです。実施場所ですが、川崎駅前の商業施設、駅前広場、一時滞在施設などになります。時間帯が８時半からというラッシュアワーの時間にかかっているため、今回は駅構内の利用は考えておりません。今年１月の訓練、ワークショップの方で、情報受発信拠点、いわゆる現地本部的な関係者が一同に会して情報を集めて、また発信をするというものの設置なのですが、今後９月にあります作成部会でその設置の是非について皆

さま方のご意見をお聞きしまして決めていきたいと考えております。訓練の参加者でございますが、帰宅困難者対策協議会の方々のほか、帰宅困難者役として、自主防災組織や商連の方々や市職員の動員などで出来るだけ多く、目論見では 500 名ほどの動員を考えております。訓練の細部は今後検討していきますが、発災直後から各施設の安全点検、利用客の安全確認などの自助、次に無線機を活用した情報共有から滞留者への情報提供などの共助、最後にあらゆる情報発信手段の活用による一時滞在施設への誘導の調整などの公助と、行動ルール案のとおり、段階ごとに対応の検証を図っていきたいと考えております。今後皆さま方からご意見をいただきまして、短時間でも有意義な実働訓練となるように考えておりますので、ご協力を宜しくお願いいたします。訓練について説明は以上です。

議長 齋藤副市長

有難うございました。只今の議事（４）計画作成に向けた、今後のスケジュールについて、ご意見、ご質問がございましたら宜しくお願い致します。

ではご意見等がないようでございますので、もしありましたら事務局の方へご連絡いただければと思います。

今年度の都市再生緊急整備協議会につきましては、先ほど事務局からございました通り、規約第十二条第三項によりまして「部会の議決については、協議会の会議の議決を得たものとみなすことができる」と規定されていることでございますので安全確保計画作成部会に、議論をゆだねたいと存じます。また、川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会の委員の方々におきましては、引き続き部会にオブザーバーとして、参加頂きたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いします。これもちまして、本日の議事が終了いたしました。それでは進行を事務局に戻します。

川崎市まちづくり局市街地開発部 竜野部長

議長ありがとうございます。４のその他でございますが、皆様から何かございませうでしょうか。

ないようでございますので、事務局より連絡事項がございます。

次回についてでございますが、お手元の次第にもございませうとおり、第 1 回の都市再生安全確保計画作成部会を 9 月 27 日、午前 10 時から、本日と同じく川崎商工会議所会議室で開催したいと考えております。後日、開催通知を送付させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上をもちまして「川崎駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会 第一回会議」を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

以上